

平成27年度保育所(障害児保育等)支援助成事業の実施について

- 1 事業の実施主体 北海道保育協議会
- 2 助成の対象団体及び助成額
 - (1) 助成対象 障害認定を受けた障害児保育等を実施する本会会員施設12施設
※ 平成26年度に助成済みの施設を除く
 - (2) 助成金額 1施設100,000円
- 3 助成の対象事業
 - (1) 障害児保育等のために活用され、園児の直接的処遇に関わる事業であること
例 ・ 障害児のための保育設備の改善(トイレ、安全機器等)
・ 障害児のための食生活用具(食事用具・テーブル等)の購入
・ 地域との交流事業(親子、地域住民等)
 - (2) 助成の対象は、助成決定から平成28年5月末までに完了する事業であること
 - (3) 職員の研修会開催及び研修会への参加経費、施設運営にかかる経費は助成の対象外
- 4 申請期日 平成28年1月22日(当日消印有効)

5 事業の進め方

	実施方法	提出が必要な書類	期日
①助成申請	本会ホームページより様式をダウンロードして作成	(様式1) 申請書	～平成28年1月22日
②審査	正副会長が実施	—	
③助成決定	郵送による通知	—	平成28年3月中
④事業実施		—	平成28年3月下旬
⑤事業報告	本会ホームページより様式をダウンロードして作成	(様式2) 報告書	事業終了～ 平成28年5月末日

※ 昨年度までと様式等が異なります

6 提出先

〒060-0002

札幌市中央区北2条西7丁目 北海道社会福祉総合センター 3階

北海道社会福祉協議会 施設経営支援部施設福祉課内 担当：西谷

TEL：011-241-3766 / FAX：011-280-3162